

総務文教常任委員会記録

令和3年2月10日

【開催日】 令和3年2月10日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時45分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

1 陳情書（深井篤農林水産課長の公務員法違反事件について）について

午後1時30分 開会

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

本日の審査内容は、陳情書についてです。この陳情書については6月4日に提出されまして、それから審査をずっと続けてきたわけですが、参考人に来ていただいて意見を聞いて、執行部からは夏ぐらいにちょっと調査に時間が掛かるというような申出もあって、かなり時間を要しております。前回は12月議会で、この件について、処分の問題などもありましたので、その経緯を踏まえて、改めて執行部に質疑を行ったところです。そのときの議論は、最終的に意見を皆さんからいろいろ出

していただいたんですが、もうしばらく審査を続けたらどうかということでしたので、結論をまだ出さずに、陳情者に対しての回答をまとめずに今に至っております。そういった審査を重ねてきまして、そろそろそういったことについても、この委員会としてきちんと陳情者に対して回答をまとめたいということで、本日、委員会を開会しております。その辺りを御理解いただきたいと思います。執行部に対してや参考人に対しての調査が一通り終わったと理解しておりますので、本日は陳情者の趣旨に対してどのような結論を出すのか、特に意見が分かれたところ、地方公務員法第38条の中で、営利企業に対しての兼業、それに対して許可をしたのはどうなのかというところで、少し前回も捉え方が分かれておりますので、その辺りを少し委員間で自由討議といいますか議論を交わした上で、最終的な回答を作成したいということで進めたいと思います。その件については、そういった進め方でよろしいでしょうか。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ちょっと6月からのごとで、皆さんも、それぞれ議事録などを読み込まれてから来ていらっしゃると思いますので、地方公務員法第38条違反の件について、少しそれぞれの持論を出していただきながら、自由討議を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。どなたからでも自由に意見を言ってください。

山田伸幸委員 まずこの問題は、地方公務員法違反かどうかということの認定が必要じゃないかなと思うんです。陳情内容は、調査委員会を設けることと、それから処分を求めておられるんです。その点、それぞれが地方公務員法に違反したかどうかということで、どのように考えるかということから議論に入ったほうがいいんじゃないかなと思います。

河野朋子委員長 委員長としてもそのように理解しております。百条委員会については、立ち上げてほしいといった要望がありましたが、この総務文教常任委員会でもかなり審査を重ねてまいりましたので、ある程度結論が出せるんじゃないかという判断の下、今進めております。それから処分

につきましても、一部そういったことも事実としてあったわけですが、更に踏み込んで、職務専念義務違反というところについての処分ではありましたが、今言われたように公務員法違反の中の営利企業の兼業に対しての許可、その辺りについてまだそれぞれちょっと異なった意見があったようです。その辺りも含めて公務員法に抵触したかどうかというところにポイントを絞って意見を出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

山田伸幸委員 私はもう当初からこの問題は地方公務員法に違反しているということで、何度も一般質問でも取り上げてまいりました。しかし、その際に、人事担当からは、一時的な措置である、長期には渡らないという答弁がありました。実際には、もう1年以上たって、倒産してもいまだになお社長を退くことができないということは異常な事態であって、これはもうそういう言い逃れをできるようなものではない、地方公務員法に明確に違反した事案であると思っております。

河野朋子委員長 明確に違反であるというような意見もありましたが、それ以外でもいいですし同様の意見でもよろしいので、よろしくをお願いします。

中岡英二委員 まず、深井さんが藤田市長に出された営利企業の従事許可申請書の中で、期間は平成31年3月20日から終期は未定。前年度の決算業務、通常の経理業務があるが、週に2回程度必要。これには集中して当たるのではなく、公務の合間をして利用すると。初めの段階で、この市場のことで、職務専念義務に違反するようなことをまず宣言されています。そして、職務専念義務というのは、許可基準があり、通知書の2でその他の営利企業に従事することが職務の遂行に支障を来すおそれがある場合は、この許可を取り消すとあります。だから、執行部が第35条のことをうんぬんというのはいませんが、第35条で戒告処分、この中で、処分理由が「職務専念義務違反」と明らかに職務専念義務違反ということをお明記しております。休暇の届出をせずに営利企業の業務に

従事したことが発覚したためとありますが、職務専念義務違反というのは、先ほども言いましたように、第38条に違反するものなんですよ。その後営利企業に従事することが職務の遂行に支障を来すおそれがある場合は、この許可を取り消すとあります。だから、こういう処分をした時点で、なぜ第38条に抵触するということを執行部の方はされないで、ただ、地方公務員第35条の職務専念義務違反のみで処理されたのか。地方公務員法の第35条と第33条というのは、この第38条にある許可取消しに値するのではないかと思います。だから第38条にも抵触しているんじゃないかと。私はそういう観点から見えています。緊急性があったっていうのは分かるんですよ。確かにこの時点では緊急性はあったのかもしれないけど、それからだらだらと、今、山田委員が言われたように職務をこの方がやってこられて、今でもやっておられるっていうことは、やはりこの第38条に抵触しているんじゃないかという考えです。

河野朋子委員長 執行部のこれまでの答弁を議事録などからずっと繰り返し見てみますと、第38条については違反していないというようなことで、そういった処分についても第38条を根拠にはされなかったということだと思っし、これまでずっとそういった答弁を繰り返されているのは事実です。しかし、本当にそれがそのとおりののか、いや議会としては、おかしいじゃないかと結論づけるのかというところで今すごく割れているわけです。執行部側がそうでした、違反していましたと認めれば、ある程度そういったことを根拠に処分もされたでしょうし、今ここに委員会でも更に詰める必要はないんですけど、ちょっと割れているというところが難しいところです。根拠とか矛盾とか、その辺りをここで少し明らかにしながら、もしそうでないならそうでないと結論づける必要もあると思いますので、そういったことを踏まえてお願いします。それぞれ委員が発言されたことに対しての質疑、あるいは賛同なども交えながらやりたいと思いますので、御自由に意見を出してください。

中岡英二委員 行政のほうで9月23日に戒告処分をしておられます。先ほど

も言いましたけど、処分事由は、職務専念義務違反、明らかにその理由を述べておられます。これイコール第38条の基準に抵触するものだと思います。さっきから何回も言いますが、やはり、第38条には抵触しているんじゃないかなと。その時点でやはり現社長をそういう形で処分されて、別の方がやるのが正常の姿じゃないかなと思います。だから第38条を適用された時点は分かるんですよ、当初。緊急の事態だから市長が許可して、営利企業との兼務も任せたというのは分かるんですけど、それ以降、こういう事態で戒告処分されて…

河野朋子委員長 今のでいきますと、当初許可した時点ではこれに抵触してなかったという理解で、どの時点からそれが抵触したということに変わったということですか。中岡委員の言うのはそういうことでいいですか。私の理解がおかしいですか。

中岡英二委員 心情的にというのはあるんですよ。だけど、確かに深井さんが市長に出された営利企業の従事を必要とする理由の中で、はっきりと週に2日程度必要となる、これは集中してそれに当たるものではなく、公務の合間を利用すると。はっきりと職務専念義務に違反しますよというような言い方をされているんですよ。それで許可が出たこと自体もちよっとどうかなと思うんですよ。許可が出た時点で。

河野朋子委員長 許可が出た時点でもう既に公務員法に抵触しているということでもいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そういうふうに訂正をお願いしますね。ほかの委員で何か意見があれば。

山田伸幸委員 今、時期的なことを言われたんで、それはやはり、その後の5月に行われた株主総会までが明確な期限だと思います。その場で、何があっても社長を交代するべきだったと思います。それがもう限界だったと考えています。もともと、社長に就任すること自体が問題ということですからずっとやってまいりましたので、それでも執行部が主張する緊急避難的

ということは、この株主総会までがもう限界だったと考えています。

河野朋子委員長 ほかに何か意見があればお聞きします。

笹木慶之委員 私は、第35条と第38条をひっくるめて判断すべきものではないと思います。個別の法律ですからね。片方の職務専念義務違反というのは、手続を怠ったということなんですよね。職員は本分をきちんとまっとうしなくてはならないという大原則があるわけです。しかし、場合によれば、それを免除して、ほかのことをさせるということも時としてあります。その場合の職務専念義務免除という一つの市長の裁量権が動いたわけですから、それはそれとして考えなければなりません。その延長線上で調べたところ、前回申し上げましたが、当初は本人の言い分と市のつかんでいる情報が一緒ということでしたが、よくよく調べてみると、本人の言っていることと市の調べたことにそごがあった、要は違っておったので、それについては、やはり違反行為があると認めて処分されたと聞いております。それから、第38条というのは営利企業従事制限ですから、それはその業務に就くことそのものが違反行為ではないと市長が認めて許可したわけなんですよ。任命権者が許可したという行為が前提にあるわけで、それに基づいて職員が動いたということだけだと思います。このお尋ねは深井さんに対してですが、深井さんは、その許可が出た範囲ということで動いたとしか理解できません。いわんや、執行部は、何回聞いても第38条違反はありませんと言っておりますので、それはそれとして、我々は、その事実を確認するというか、許可した行為であるとか中身を執行部から報告を受けてそれをもって判断するということですから、それ以上のことは分からないということです。これも前回言ったことと全く同じですが、そう判断をせざるを得ないと思っております。以上です。

河野朋子委員長 今の意見では、市長が許可を出したのだから、違反していないといった意見でした。

山田伸幸委員 市長の許可そのものが間違っていたという立場に立っています。

というのも、許可を下ろすほうの経済部次長兼農林水産課長と許可を受けるほうの小野田中央青果株式会社の社長になるということは、これはもう明らかにリンクしてしまう。ですから、そういった関係の会社の経営者になるというのは、もう全然駄目で、違反していると思います。もともと、この第38条の例外ということで議論されていたのが、地域なんかで福祉の担い手などが足りないときに、自分の仕事が終わった後、そういったボランティア的な事業には携わってもいいよというのが、そもそものこの緩和の議論だったと調べて知っております。なので、これはもう全然違います。やっぱり関連した会社でありますので、そこに対して社長もする、そして許可を出すほうにもそのまま残るということは、これはもう矛盾と言って間違いない。ですから、これはもう明確に違反している、市長の判断そのものが間違っていたと思っています。

伊場勇副委員長 今、山田委員が言われたのは利害関係のことだと思います。

利害関係がある、例えば利害関係を生じるおそれがある場合のところについて、やはり許可を出すべきではなかったと思っています。執行部からは違反でない違反でないと繰り返し答弁がありましたが、私は抵触するおそれがあると考えています。その利害関係がない理由として、報酬がないとか市が100%出資しているから利害関係がないというのは、根拠がちょっとずれているんじゃないかなと思いますし、何らかの関係があっても事前の許可があればいいというのが第38条の趣旨という説明もありましたが、それが何かこう利害関係がない理由にはならないんじゃないのかなと思います。職務専念義務に違反した話も出ましたが、職務専念義務に矛盾するおそれがあったのはもちろん、たくさんの事案が山積みになっていたことは明らかですし、やはり職務専念義務に矛盾するであろうということはもう分かっていたはずだと思うんですね。だから許可を出すべきじゃなかったんじゃないかと思うんですね。たとえ執行部が黒を白と言ったから、私たちも白ですと。そう言うんじゃない

て、しっかりここで、僕も相当判例を調べていろんな情報を集めて勉強しましたけども、この第38条について、やはりちょっと無理があったんじゃないかなと、もっともっと深くその先を考えて許可を出すべきだったんじゃないかなと思っています。

中岡英二委員　そもそもこの第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に從事しようとする場合、任命権者が許可の基準を定めて、これを目的とすれば許可できると、確かに言われたとおりです。しかしながら、これをしている間に、許可基準、こうした許可基準が四つありますが、その中で、その他の営利企業、先ほどから何度も言いますが、営利企業に從事したことが職務の遂行に支障を来すおそれがある場合は、その許可を取り消すと明記されています。確かに、第38条で任命権者が許可をした時点では良かったかもしれないけれども、そうした中で、この許可基準を逸脱していたら、これは許可を取り消すことができます。それを長く続行させていたこと自体、やはり私は第38条に違反したから処分を出されるべきで、第35条に対して職務専念義務違反とありますが、それとあまり変わらないんじゃないかなと。だから、それ以降は第38条に抵触しているんじゃないかと。そのように考えます。

河野朋子委員長　抵触しているっていう、かなりいろいろな視点からの意見もありましたが、抵触していないのではないかというのは、さっき言われましたように、執行部が許可、つまり市長が許可をしたんだからこれはいいんだというような意見もありました。ほかに何か視点、あるいは何か論点から違った意見などあれば、どうですかね。

長谷川知司委員　6月4日の陳情者からの文書の中の陳情趣旨のところによりますと、あくまでも市長の事前承認のない中、自己判断で受けたというように書いてありますが、一介のサラリーマンが、トップあるいは上司の許可を得ず、そういうことができるかどうか。といったときに、これはもう事前にもう内部で調整が済んで、やむを得ず受けたと理解してお

ります。その受けたこと自体が第38条違反だということであれば、そうじゃなくてそれを許可したトップがどうなのかということ争うべきであって、一介のサラリーマンである担当課長をどうかこうかということとは、それはちょっと違うんじゃないかなと思います。以上です。

河野朋子委員長 もちろん長谷川委員の言われるとおりでと思うんですね。許可を得ずにやったとかいうようなことについては、これはもう解決していると思います。日付の問題ですね。書類上の日付と事前の了解というのが食い違っていたということは、本人を呼んで、その部分はもう解明したんですよ。だから、今、正に議論しているのは、トップが、市長が許可したことが本当に法に違反していなかったのかどうかということ。この陳情の題名がちょっと、これはされたほうが違反しているというような話ですけど、任命した、許可したこと自体が違反じゃないかということで、執行部あるいは市長に対してどうなんですということをごここで結論をまとめようとしています。された本人についてどうこうじゃなくて、許可をした側に対して、本当に違反していなかったのかどうかを、委員会として結論づけようとしていますので、長谷川委員が言われることはもっともだと思います。

長谷川知司委員 言われたように、みんなそれは認識している中であるのであれば、この陳情書自体を一旦取り下げてもらって、そうじゃなくて、本来の趣旨をきちんと陳情してもらわなければならないかと思います。この陳情書から読み取れることは、あくまでも深井氏本人が悪いというような言い方をされていますので、それはちょっと筋が違うんじゃないかなという思いです。

河野朋子委員長 今のいいですか。

笹木慶之委員 話がまた元に戻ったんですが、これは当然その前提で委員会を開いているわけです。この陳情書に基づいて発言しているわけですから、

先ほど言いましたように、法律に抵触かどうかの解釈はそれぞれしながら、そしてその個別案件を具体的に執行部から聞き取りをして、それに対して異論がないということですから、これはこうこうだというところはそのようになりますが、それは全て私が言ったと思います。だから、これは深井さんが地方公務員法違反をしたんだということを言ってこられたわけですから、それに対する回答を申し上げているわけですね。それからそれ以上のことを申し上げるとするのは、ちょっと場違いだと思います。

山田伸幸委員 場違いじゃなくて、私は一番大事なことだと思っていたんです。深井さんの就任が決まった日の朝にそういう一連のことがあったと判断しております。それ以外には無理なんです。もう一つ言うならば、深井さん以外の方が受けることもできた、そういう条件があったということも考えております。実際、深井さんはそれを受けてしまったがために、経営責任も問われております、今。経営能力もないし、残念ながら会社の運営もしたことがない。そういった人が就任すればこういったことが起きてしまうというのは、当然の帰結であったと思いますので、やはりこれは任命した市長の責任を、この陳情への回答を含めて委員会の回答とすべきではないかと。本当のことを言ったら、もう10日ぐらいのうちには当時の別の取締役は、市の職員でなくなる、公務員でなくなるのはもう明らかになっていたんですから、例えばその方をお願いすれば、別にここまで問題は大きくならなかつたのではないかと考えています。

河野朋子委員長 長谷川委員も笹木委員も言われるように、この陳情書自体が、当事者というか受けた本人があたかも違反したかのような表現とはなっています。しかし、この陳情を受けて調査していく中で、執行部の姿勢がどうだったのかとか、もっとほかの対処がなかったのかということがどんどん明らかになってきたので、気持ち的に当事者に対してすごく責めるようなというかちょっとそちらのほうに重きを置いたような表現となっていますが、そうは言ってもこれを調査した中で今の執行部の姿勢

とか任命した当時のその背景などが明らかになってきました。したがって、委員長としても回答はやはりきちんと事実を明らかにして、むしろ責められるべきはこの人ではなくてというようなことも委員会としてきちんと明らかにすべきだと思っておりますので、この審査を進めていこうと思っております。よろしくお願いいたします

山田伸幸委員 もう1点、深井氏が公務員法違反で処分を受けた件なんですけど、これも業務を考えておれば、あそこの、特に裁判とかいろんなものを抱えておまして、そういった際に休暇届が出ていなかったというのが処分の理由だったんですね。ですから、そういったものも含めてそういった可能性はあったのに、そういった処分そのものも私は間違っていたんではないか、戒告処分というのは行き過ぎたものであったと考えております。だから本当にこの任命責任こそが最大の問題点であると考えています。

河野朋子委員長 ですから、この議論は当事者が受けたことについてはもう明らかになっています、時系列が。事前に許可もあったのでその部分については解決していると思いますが、そもそも許可を与えたことが、本当に第38条に違反したことなのかどうなのかというところにポイントを絞って議論を進めたいと思います。先ほどの市との関係ですよね、営利企業と利害関係があるのかなのかといったところについては、執行部としては利害関係がないという解釈の下、だから抵触してないというようなことも言っておりましたが、その辺についても意見があれば出していただけたらと思います。

長谷川知司委員 私の趣旨からはちょっと違うんですけど、委員長が言われた利害関係について、裁判的な考え方から言えば、実害があったかどうか大きな要因になると思うんです。実害があったと言われていない以上、それを私たちが追及する必要はないんじゃないかなと思います。

伊場勇副委員長 実害があるかないかは別に関係ないと思うんですよ。害がないように、ちゃんと決めていることは守りましょうという話で、やっぱり利害関係は間違いなくありますよね、監督するほうと監督されるほうですから。これも多分、いろんな解釈しようがあるのかもしれませんが、やはり害がないように利害関係がないところはいいですよという話なんですよ。ただ、害が起こるかもしれないところにはやっぱり許可を出してはいけないということだと思うんです。長谷川委員は、執行部は第38条に違反していないと解釈していますが、それをそのまま受け取られているのか、いやそうじゃないんじゃないかと思われているのかというのは、結局、その辺はどうなんですか。

長谷川知司委員 私は山田委員と一緒に、任命権者に問題があるということなんです。個人そのものを糾弾するという考えは全然ないです。

河野朋子委員長 任命権者として、第38条に抵触して許可したんじゃないかということを議論しているんですけど、それはどうなんですか。任命権者のほうに問題があるって、何に問題があったんですかね。

長谷川知司委員 先ほども出ましたけれど職務専念ということ自体がもうできないと分かっている。許可を出すのであればそこで職務専念の免除も出すべきであるのに、そういう自分の手落ちを逆に深井氏にそういう徹底をしなかったことで罰している。何かちょっとおかしいなという気持ちが私にはあります。

河野朋子委員長 ほかに何か意見がありますか。

伊場勇副委員長 今のに私も同意見ですね。やはりちょっとその体制が少しずさんだったからそれっきりになってしまったとかですね、やっぱり負担を1人に任せ過ぎたような雰囲気を感じざるを得なかったなあと。今思うと、何もできなかった自分もふがないですけども、そういうふう

に思ってしまうます。

中岡英二委員 執行部も責任は大きいと思います。確かに、任命権者である市長が許可して、この職員に兼務させたと。その時点で、やはり無理があったということを認めていますよね、職務遂行に支障があったから訓告という処分を出している。それを認めているのに、なぜその時点で、この職員をやめさせてあげられなかったのか。そして、この訓告にしても後付けの有給休暇じゃないですか。これに対してもちょっと疑問があるにはあるんですけど、話がちょっと飛んでしまうからあれなんですけどもね。ああ、訓告じゃない、すいません戒告か、それ自体にもちょっと疑問を持っています。だから、さっき長谷川委員が言われたように、私も本人を責めるつもりはないです。やはり、執行部の手続上のミスというのは、やはり認めてもらいたいなというのはあります。

河野朋子委員長 陳情書はそもそも、先ほど長谷川委員からも指摘があったように、受けた当事者がいかにも違反しているというような申出になっていましたが、こうやって審査を重ねていくうちに、いろいろなことが明らかになる中で、何人かの委員から、やはり任命した、許可を出した執行部側に問題があるんじゃないかというような意見がかなり出てきたと思うんです。片や、先ほどありました、許可したから別にそれは違反じゃないんじゃないかというような二つのちょっと対立した意見が出ていますので、その辺りについて少し議論したいと思います。（「今、40分ぐらい」と発言する者あり）ちょっとそれを今から議論するというを一応お話しして、休憩を10分取ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）10分休憩します。

午後2時9分 休憩

午後2時19分 再開

河野朋子委員長　それでは委員会を再開します。先ほどの陳情書についての審査ですが、これをずっと審査していく中で、やはり執行部、トップの市長が、そもそも許可したこと自体が明らかに違反ではないか、あるいは問題があったのではないかというような指摘、そういったところに議論が移っております。いやいや、執行部が許可したということで、それは法には違反していないというような意見も出ておりますので、この辺の議論を少し深めたいと思いますが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員　話がかなり違う方向に行っていると思いますが、第38条の考え方については今までも言っておりますように、営利企業従事制限という法律の趣旨そのものは、相反する利害関係が生じないということなんですよね。そういった前提に立った上で、任命権者は事実をもちろん知った上で許可したとしか考えられません。それは今まで私が聞いた執行部の答弁ですから、それ以上のことを私がどうだこうだ言う筋合いはない。それは市長の裁量に係る問題なんですよね。だから、もし仮にそういうような問題があるならば、やはり出てきてもらってきちっと説明を受けないと判断できないんじゃないかと思うんです。推測だけで事を進めるべきではないと思います。だから、やはり事実関係をきちっとしていくということを今までしてきたわけですから、その議論をされるならば、当事者に出てきていただいて、こういうことになったが、どういうことなのかと確認しないと、やはりその答えは出ないんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

河野朋子委員長　当時者というのは。

笹木慶之委員　それは今まで皆さん方が言っておられる方々だと思います。

河野朋子委員長　ちょっとはっきり言ってください。当事者とは。

笹木慶之委員　許可をした側の方々ですね。もちろんトップもそうでしょうけ

れども、トップが許可を出したということを言われるのであれば、トップに出てきていただいて、許可した理由について、抵触しないということと言われないと。出したほうの抵触を言われるのであれば、事実確認が要るんじゃないかということだけです。

河野朋子委員長 これまで、人事課、総務部長及び副市長の3者に来ていただいて、許可したことについてどうなのかということは再三質疑を重ねてきて今に至っているんですけど、それを改めてもう1回するということですか。どういうことですか。

笹木慶之委員 執行部は第38条には抵触していないとずっと言ってきているわけですね。それを議会側が抵触していると言われるのであれば、そのことを伝えて確認しなきゃいけないじゃないですか。答えが違ってきているでしょ。これは、そもそもその議論はなぜかと言ったら、深井さんに対しての陳情に対して、深井さんはしていないってことを言っているわけ。営利企業従事制限に基づいてやったことだから違反していないと言っているわけ。ところが、今度逆に話が変わって、その任命したほうに問題があると言われるのであれば、そのことは聞いていないじゃないですか。それなら聞かざるを得ないかなと思うわけです。

河野朋子委員長 執行部を呼んで、許可したことについて違反したかしていないかについては、もう再三質疑を行っておりますし、それに対しての答弁も頂いております。その辺でいいですよ、各委員の方。市長以外は全部呼んでいます。だから、何を求めるのかと。

笹木慶之委員 いいですか。いや、逆に私は何をこれに付け加えようとしているのかよく分からないから言っているわけですが、そもそも陳情に対する回答でしょう。それをするわけですから、さっき言ったようにそこまでのことを申し上げたわけですね。調べた中ではそういうことだから、調査結果はこうでしたということを申し上げた。ところが、ずっと話が

その先に行って、そもそもは受けたほうじゃなしに任命したほうに問題があるという話になってのことになったから、それならば、そんなことは執行部には聞いていないじゃないですかということです。あくまでも深井さんに対してどうだったのかということだけでって、深井さんを任命した側の立場のことを言われるから、それだったらそれを聞かざるを得んのじゃないかということだけですね。裏表の問題だと思いますよ。

河野朋子委員長 当然、これは任命された当事者についての陳情書ですが、それに至った経緯を調べた中で、任命した側についての認識とか、それを全部聞いたので、同時にもうどちらも明らかになったと理解しています。改めて任命したことについて尋ねても同じ答えだと思っております。これまで聞いたこと以外で何か明らかにしなくちゃいけないことがあったり、まだ呼んでいない人がいたりというのであれば、その辺りを言っていただけたら考えます。

伊場勇副委員長 地方公務員第38条、途中からですが、「私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」という文面なんです。報酬は得ていないんですけど、営利を目的とする私企業を営みというところなんですよ。ただ、従事してはならないという部分なんですよね、そういったところには。けど、それを許可したのは任命権者じゃないですか。してはならないところに任命権者が許可したんですよ。これが間違っていたんですよね。任命した後、深井さんも、いろいろ許可についての基準は守れていなかったように思いますが、現に守れていなかったんですけど、そもそも従事してはならないということについて許可してしまったことは、これは深井さんだけの問題ではなくて、やっぱり執行側にも落ち度があったと言わざるを得ないと思うんですよね。なので、第38条に抵触したおそれがあると思うんですよね。だから、第38条について深井さんは違反だという陳情内容ですけど、あわせて、やっぱりここは一緒に考えるべきだなと思いますし、執行部も委員会に対してそのように回答をしているという認識でいます。

笹木慶之委員 第38条というのは前から言っているように、そういうふうに厳格なものなんですよ、営利企業従事制限というのは。だから、そうみだりに許可を出すべきものではないということが最前提ですね。だから、報酬を得ていないとかいろいろ条件が付いています。しかし、報酬を得ていなくても、やはり利害関係を生じる場合があるわけです。しかし、それを超えて、任命権者が裁量をもって認めたということですから、そこを言われるならば、認めた側の言い分を聞いてみんにや分からんじやないですかって言うことを言っているわけです、私は。それだけ厳格なものなんですよ、これはね。

伊場勇副委員長 その言い分は、例えば利害関係があったんじゃないですかとか多分、何回もやり取りしていると思うんですよね。そうしたら、利害関係はないとおっしゃるじゃないですか。ただ、利害関係がないことはないわけですよ。それはもう途中からという話じゃなくて、初めの許可する段階で、もう明らかになっていたことですよ。それについて、やはりそこで立ち止まるべきだったのに許可したというところが問題になっていると思うし、そこはもう調査の段階で、質疑のときにしっかりできていていると思っています。

笹木慶之委員 質疑ができていると言いながらも、質疑をしたけれども回答は、執行部は利害関係がないとずっと最後まで言っているわけですよ。だから言っているわけ。そこが曖昧であればまた違うんだけど、片方が最後までそういったことはないと言っているから、だったらもう1回きちんと聞かんといけんのじゃないかと言っているわけ。そのように判断するのはね。

山田伸幸委員 もしそこで利害関係があると答えてしまったら、それまでの一般質問とかの答弁は全部うそを付いたことになるので、それは言えないと思いますよ。だから、あとはもう議会側が、それは間違っていると断

定するしかないんじゃないかなと思います。

河野朋子委員長 議会としての考えですよ。

笹木慶之委員 事実的根拠が明示できますか、明らかに。断定となれば。

山田伸幸委員 正に利害関係、許可をする側とされる側、もう明らかなんです。これで利害関係がないと言い張ることに問題がある。利害関係があるから、そういう仕事にずっと就いていたんですよ。利害関係があるような職務の中身をやって、休暇も取れずに、そのまま就いていくと。なぜそれができたかといえば、すぐにそういう連絡が入るポジションにいたからですよ。それでなぜ利害関係がないという結論になるのか、私には理解できません。

中岡英二委員 利害関係がある、なしってというのは、前回からも「ない」と言われています。確かに、状況的に見たら山田委員が言われるように、可能性はあります。だけど、そういう利害関係があるところに、職員が従事した場合、この第38条は、任命権者が許可をすればいいと明記されています。しかし、先ほどから言いますように、営利企業等に従事し、職務の遂行に支障を来した場合は、この許可を取り消すとあります。だから、初めは第38条で市長が許可したかもしれないけど、そうした中で、職務の遂行に支障を来す場合は、許可を取り消さなくちゃいけないんですよ、その時点で。その時点で第38条には違反している。職務の遂行に支障を来す場合、これはもう先ほどから言いますように、ここで言われていますよね、執行部が。戒告処分ですか、そこで職務専念義務違反と明記されています。これは明らかに事実です。その中にもうたっていますよ。この度の行為は地方公務員法に規定する職務専念義務に反し、公務員としての信用失墜に当たるものであり、全体の奉仕者としてあってはならない行為。これはイコールこの許可取消しの基準に値するんですよ。先ほどからリンクしないとかうんぬんってありますけど、

やはりこれはこれで職務専念義務違反というのは明記されていますから、第38条には。これがあれば、基準を取り消すと。だからそれが出た時点で許可を取り消されなきゃいけないんですよ。初めは第38条に違反してないかもしれないですけど、途中でこういう事態になったら、やはりこの方を継続して社長職に置いていた執行部にも責任があるんじゃないかということをおっしゃっています。ちょっと説明があれですけど、僕はもうその1点です。利害関係があったんじゃないかと。状況的に見たらあるんですよ。でも、実際にはその証拠というのは多分ないと思います。つかめないと思います。執行部も再三言われています、利害関係はないと。しかし、利害関係があろうがなかろうが、当面第38条で、任命権者である市長が許可したら、これはいいと。しかしその途中で、さっき言いましたように基準に違反していたら、許可基準を超えていたら駄目だよと。だから、なぜ途中で執行部はこの方を処分したときに、この職員にやめてもらうというか、社長としての職をやめてもらって別の方にしなかったんだろうか。やはりこれは執行部の責任もあるんじゃないかなと思います。以上です。

伊場勇副委員長 利害関係のことを話しますが、利害関係があるなしにかかわらずというのはちょっと違うかなと思います。利害関係があるのかわるのかはすごい重要ですからね。許可を出すときに判断する一つの大きな材料ですから、これは利害関係が間違いなくあると思います。執行部はないと言いますが、必ずあると思います。山田委員が言われました、違反であると断定するということは、なかなか、委員会として難しいのかなとちょっと考えてしまうところがあります。法的機関ではないです。ただ、私たちも執行部のことを聞くだけじゃないので、いろいろ調べるのがあって、判例を見て、いろんな状況を考えると、やはり抵触するおそれがあるであろうと思います。なので、委員会としてどういった意見を陳情者に返すとか、そういうところはまだちょっとなかなか意見がまとまっていないところなので、しっかり協議していかなくちゃいけないかなと思っています。

河野朋子委員長　今まで議論したり審査したりした中で、どうしてもこれだけは、まだ確認していなかったとかいうことがあれば改めて執行部に来ていただきますが、委員長としてはこれまでの審査の中で、参考人、執行部、担当、つまり人事関係を呼んで、ある程度質疑というか疑問な点は各委員から質問がなされたと理解しておりました。執行部の言い分は、あくまでも許可して任命しておりますので、これが違反しているというような答弁はしづらいという感じもします。一旦そう言ってしまえば、なかなかそれが覆るのは難しいかなと思ってしまいますし、そういった一貫した答弁ではありますが、議会として、委員会として、それがどうなのかという視点に立てば、もうここで出した結論をもってまた改めて執行部に返すという必要はないと考えております。今日の最初に言いましたように、ある程度陳情者に対する回答をそろそろまとめる時期ではないかと思っております。対立しているというか、許可したことについて法に抵触しているんじゃないかという意見と、任命したからにはそうではないし答弁も一貫してそうであったので抵触していないという二つの意見に大きく分かれていると思いますけど、なかなかこれを一つにはしづらいところでしょうか。その辺、改めていかがですか。

奥良秀委員　第35条については、懲罰委員会等々でそういうふうな結論が出ていますので、そこはもう確認はできているんですが、第38条の中で、副委員長は問題、違反行為があると断言されました。委員の中には可能性があるというあやふやというか微妙なラインの中で、現状の中でどう結論を出すかといえ、なかなか難しいのかなと思っております。だから、やはり任命権者が、たしか懲罰委員会の中でそれも含めてということで議事録に書いてありましたが、そういったものも含めて調査した結果、そこには違反はなかったということであるのであれば、副委員長が言われるような確実なものが何かしらない限りは、第38条について違反があったということはちょっと言えないんじゃないかなと思っております。付け加えて、こちらの考えだけでこれは違反ですよというのもち

よっと分かりづらいかなというのがありますので、両方のやはり意見、両方というか、やはりもう1回というふうになってくると思います。それと、今日の委員会の審査内容としましては、陳情書についてということで、委員長の運びの中では、陳情書を超える部分にも入ってきておりますので、その辺で本当に陳情者が望むものなのかどうなのかが分からないんですが、今までこういうふうな経緯があったのかどうか。陳情書は、出されたものに対して答えてきたとは思いますが、陳情書を超える部分に関して、今まで答えを返してきたのかっていうのもちょっと分からないので、その辺の議会運びをよろしくお願いします。

河野朋子委員長 今、意見があり、陳情書を超える部分と言われましたけど、再三先ほどから言っておりますように、陳情者の趣旨に沿っていろいろと調査を重ねた結果、明らかになったことが幾つか出てきて、それも看過できないようなことが出てきたのであれば、むしろ委員長としては、委員会として毅然とこの事実は陳情者にお返しすべきと理解しております。それについて何かあれば言っていただければと思います。あくまでもこの陳情書に沿って調査してきたと思っております。それを超えるような調査は一切しておりません。委員からもそれを超えるような質疑もなかったと議事録を確認してそのように理解しております。出てきた事実をきちんと公正にといいますか偏ったようなことにするわけではなくて、やはり出てきた意見を客観的にきちんと事実として回答するという姿勢を貫いていきたいと思っております。

奥良秀委員 私が今申したのが、委員長が言われたように客観的にという言葉があったんですが、先ほど来からあるんじゃないかないんじゃないか、そういうふうな意見があったのでどうかなということ発言させてもらいました。

山田伸幸委員 まず、地方公務員法違反があるかどうかということにおいては、第38条に照らすと、やはり三つとも問題があると考えております。こ

の間の議論では、特に深井氏が自ら進んでそういう立場になっているのではないということが明らかになっておりますので、やはり①の地方自治法第100条に基づく調査委員会によらなくても、既に第38条第1項に違反しているということは明らかかなんではないかなと思います。そして、②については、処分は本来なら本人ではなく許可した者が責めを負うべきじゃないかなと考えます。

河野朋子委員長 今ちょっとまとめてもらったような感じになりましたけど、今いろいろ意見が出ました。さっき言われたように、一つにまとめることができない部分も出てきましたよね。確かに、事実関係が明らかになって、事前にある程度許可というか事前の承認がちゃんとあった中で受けたんだと、陳情者が言われるような誤解も明らかにこれは解けると思っています。こういったこともきちんと回答したいと思えますし、今言われるように百条委員会を設置して調査するというところまでは必要ないということも、これである程度総務文教常任委員会で解決できたんじゃないかということも回答したいと思えます。地方公務員法違反については、処分が出たということは明らかに事実であります。一部第38条については違反があるんじゃないかという意見や、これはそもそも許可したことが問題だったんじゃないかという指摘があった一方、今のうちに、任命権者がそういった許可を法に基づいてやったということで何ら問題はないといった意見もあったというような、これはまとめるというよりはここの部分については結論が出せませんので、そういった併記という形で結論のところ明記してはどうかと思えますが、いかがですか。どうですか。

山田伸幸委員 委員長が今考えておられる方向で一度文書をまとめていただいて、それを見させていただくということではいかがでしょうか。

河野朋子委員長 そういう提案がありましたが、いかがでしょうか。今はちょっと口頭で言いましたけども、ざっくりと言えばそういった内容になる

と思います。肝腎のところについては、これを一つにまとめるべきではないと思います。そういった種類のものでもないと思いますので、意見として併記するという事で、少し文章にまとめたいと思います。その辺りで、了承していただいてよろしいですかね。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）何かほかにあれば。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、以上で委員会を閉会します。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 5 分 散会

令和 3 年（2021 年） 2 月 1 0 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子